千葉市と植草学園短期大学、千葉経済大学短期大学部及び千葉明徳短期大学 との相互連携に関する協定書

千葉市(以下「甲」という)と、植草学園短期大学、千葉経済大学短期大学部及び千葉 明徳短期大学(以下「乙」という)は、次のとおり協定(以下「本協定」という。)を締 結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲と乙が相互の連携のもとに、子ども・子育て支援新制度の目指す「子どもの最善の利益」が保障される地域社会の実現のために、保育人材の量的及び質的な 充実を図ることにより、地域の子ども・子育て環境の向上に貢献することを目的とする。

(連携事項)

- 第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携する。
 - (1) 保育人材の育成・研修に関すること。
 - (2) その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(協議事項)

第3条 連携細目等の具体的事項については、甲と乙の協議によって定めるものとする。

(守秘義務)

第4条 甲と乙は、本協定に基づく連携に当たり知り得た秘密事項については、協定の有 効期間中及び有効期間終了後を問わず、その一切について守秘義務があることを確認す る。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(有効期間)

第5条 本協定は、協定締結の日から発効し、有効期間は3年間とする。ただし、協定の有効期間満了の日から2か月前までに甲・乙のいずれからも申し出のないときは、さらに3年間更新するものとし、その後も同様とする。

この協定の締結の証として、本書4通を作成し、甲と乙が署名の上、甲と乙とが各自1 通を保有する。

平成26年6月13日

甲 千葉市中央区千葉港1番1号 千 葉 市

千葉市長 熊 谷 俊 人

乙 千葉市若葉区小倉町1639番3 植草学園短期大学

学 長 中 坪 晃 一

千葉市稲毛区轟町4丁目3番30号 千葉経済大学短期大学部

学 長 佐久間 勝 彦

千葉市中央区南生実町1412番 千葉明徳短期大学

学 長 箙 光 夫